

37~80)と離婚せるばかりの・元来アキテーヌ公の女子相続人たる・彼より十一歳年長のエレオノール・ダキテーヌ Eleonore d'Aquitaine (1122~1204)と、一一五二年に電撃的に結婚することに依つて、アキテーヌ公としてロワール河以南のアキテーヌ地方——ポアトゥ・ギューエンヌ・ガスコーニュに支配権を掌握していた。従つて、当時イングランド王ヘンリ二世は、一面フランス最大の封建領主アンリとして、ノルマンディ以南ピレネー山脈に至るまでの同国の西半部に広大なる土地を領有し、そのフランスにおける所領は遙かに彼の封主たるカペー王家の上に出でたのである。斯くてほぼ近代フランスの半ばとイングランドとを蔽つて樹ち立てられたプランタチニト朝の支配は、前世紀以来歴史家たちに依つて「アンチャー帝国」(The Angevin Empire; 'empire angevin)の名を以て称ばれて居る。

然し乍ら、爰に注意すべき点がある。夫れは、イングランドは、いま斯かる巨大なる複合国家——所謂アンチャー帝国の一部を構成したとは言え、抑々大陸におけるアンチャー家のさまざまなる異質的な所領群——ノルマンディ・メーヌ・アンチャー・トゥレーヌ・ポアトゥ・ギューエンヌ・ガスコーニュ等とは自ら區別されるところの、'identity'を有した、と云うこと、即ち是れである。第一に、大陸におけるアンチャー家の諸領地がもとごとくフランス王より與えられた知行地であつたのに対して、イングランドは然らずして、ヘンリは此処では王を称え得、その限りに於て彼は彼の大陸における諸領地の封建的宗主権者たるフランス王といま対等なる資格を主張し得たからである。⁽⁴²⁹⁾當時のイングランドの年代記作者たちは、かの「アングロウ・サクソン年代記」が「ノルマン征服」を嘆き悲しんで居るのは凡そ對蹠的に、アンチャー家の支配に些かも不服を唱えては居らず、ヘンリ二世は彼等に依つていま Angevin 'interloper'として取り扱われることはなかつた。代々のアンチャー伯に由来する・大陸における彼れヘンリの父方の相続財産が此処イングランドでは当時低く評価せられた一方、生涯その前夫神聖ローマ皇帝ハインリヒ五

世の寡婦を以て任じてアンチュー伯妃ではなく皇后 (*imperatrix*) を号したところのマティルダを通して、彼れヘンリこそは、アングロウーサクソンの代々の王の子孫であることが強調せられたのである。⁽⁴³⁰⁾ 彼は、一一五四年十二月十九日その戴冠式の直後に発給せるチャータにおいて、彼の「祖父」(*avus meus*)——すなわちマティルダの父なるヘンリ一世がその「即位に際してのチャータ」⁽⁴³¹⁾に於てエドワード懺悔王の法の遵守とともに之を是認したところの諸特權 (*libertates*) と慣習的諸貢租の免除權 (*liberas consuetudines*) とを再確認し、且つヘンリ一世が非とせるところの一切の悪しき習慣 (*omnes malas consuetudines*) 「財政上の取立てに關する」を廢止する旨一般的に宣言する所があったが、⁽⁴³²⁾ 伝統的に一一八〇—一八九年の間最高判官の地位に在りしグランヴィル Rannulf de Glanvill (ca. 1130~90) の一一八九年頃の作とされる『イングラント王国の法並びに慣習論』(*Tractatus de legibus et consuetudinibus regni Anglie qui Glanvilla vocatur*) に引用せられた、いまその大多数が州奉行宛の王の書簡の形式を採っている令状 (*ge writ; praecipue writ*) を通じて窺われる所のその指令の断乎さ・決然さにおいて、彼れヘンリ二世は確かに彼の祖父ヘンリ一世の精神を以て行動しつつあり、そこにウィリアム征服王、又代々のアングロウーサクソン諸王の堂々たる勢威を再現していると言われる。⁽⁴³³⁾ 王の通達を遠隔の地域に周知徹底せしめる手段としていま令状を用いると云うことは、アングロウーサクソン時代に淵源し、ヘンリ二世時代の新機軸は唯その令状の文書様式が定型化せられ複製可能なものとなったことを意味するに過ぎず、多分アルフレド大王時代以降、そして確実に第十世紀「エゼルレド二世の治世」(九七八—一〇一六)からは、王は彼の令状を通して訴願人に対し保護の手を加えたのであった。⁽⁴³⁴⁾ ヘンリ二世の令状の断乎たる命令口調 (*peremptory tone*) はヘンリ一世の夫れをただ鸚鵡返しに繰り返して居るに過ぎないものであり、ヘンリ一世の夫れは又夫れで遙かにアングロウーサクソンの先例に由来しているのである。⁽⁴³⁵⁾

然らば、ヘンリはいまほかならぬイングランド王として、抑々客観的に如何なる存在であったか。夫れは、前記『ランヴィル』における次のごとき記述が之を瞭らかに示している。曰く、「王国の慣習に従ひ (*secundum consuetudinem regni*)、いま若し「最高」領主たる王 (*dominus rex*)、或いは又彼の「代理人たる」最高判官 (*iustus capitialis*) より出づる所の令状にして存せざれば、なにびとも、彼の領主の法廷 (*curia domini*) に於て彼の如何なる自由保有地 (*liberum tenementum*) に関しても答辯 (*respondeo*) するの義務を有せず。⁴³⁶と。是れは、換言すれば、民事訴訟事件に於て、或る封臣の権原 (*title*) は彼の領主の法廷に於て王の權威に拠つて、初めて、尋問せられ得たことを意味して居るのであって、その場合その根拠は、王が本来すべての自由民並びに自由土地保有の封建的宗主権者であったところに存するのである。即ち、当時イングランドに於ては王を以てすべての自由民の封建的宗主権者と考ふる所の慣習が既に久しく確立していたのである。⁴³⁷

では斯かる「自由民」とはいったい何者であったか。自由民がヘンリ二世時代に於てすぐれて先ずノルマン系の諸領主（聖俗のパロン・ナイト）を意味したことは、王が一一五―一六二年の間にイングランドの彼の州奉行たちシュルツ其の他に宛てて發給した所の一令状の中に、ウインチスタの聖スウィズイン修道院（前出）の院長並びに修道僧たちをして「彼等の何らかの保有地 (*tenementum*) に関する朕の制定法に反する形にて (*contra statutum meum*) 誰かたれ或るイングリッシュマン (*Anglicus*) の訴訟申立てに依り訴へらるるが如きことなからしむべし、いま若し当該イングリッシュマンにして彼自身「の宣誓・證言」に依りてか將又彼の祖先 (*antecessor*) 「の證拠」に依りて、朕の祖父ヘンリ「二世」王の生き且つ死に給ひし所の年また日・或いはその後より生ぜる所の占有權 (*seisino*) の申立てを為すこと能はざれば。⁴³⁸」とあることに依つて、明らかに示唆せられるのである。即ち、此処で謂うところのイングリッシュマンとはノルマン人

と區別せられる「土着民」(natives)の謂に他ならず、それゆゑ又彼は通常農奴であつたのである。⁽⁴³⁹⁾

では、当時、「自由民」は、ノルマン系の諸領主(聖俗のバロン・ナイト)に限られたであろうか。

われわれは、此處で、かの「ドウウムズデイ調査」[当時(一〇八六)ノルマン系の領主の支配するところの莊園(manorium)において、「土着民」たる・直接耕作に従事する土地保有農民中に、その基幹をなす所の villani と區別せられて liberi homines と稱せられたる者が、存在してゐたことを想起する。彼等は、当時この国の全世帯数二八三、二四二戸のうちいまウィラーニが一〇八、四〇七戸を算するとき、一〇、〇九七戸を算え、⁽⁴⁴⁰⁾元來社会系譜的にアングロウ・サクソン時代のチェオルル自由農民の末裔に當る者を表わしたのであるが、⁽⁴⁴¹⁾ヘンリが、一一七六年、彼のさきに發布せる「クラランタン勅令」(The Assize of Clarendon, 1166)を更新・強化する形で發布した所の「ノーサンプタン勅令」(The Assize of Northampton)⁽⁴⁴²⁾を見るに、其の第六條に於て、王の巡回裁判官たちに対し、彼等が、向後王国に留まらんと欲するすべての者、すなわち伯たち(comes)、バロンたち、ナイトたち、自由土地保有者たち(libere tenentes)から、更には又隸農たち(rustici)からさえも、——「最高」領主たる王に対する忠誠の誓い(fidelitates)を受くべきことを規定して居るのである。是れに由つて觀ても、われわれは、当時ヘンリ二世時代イングランドに於ては、ノルマン系の諸領主以外に、そこに隸農とは區別せられる・而もなお隸農同様「土着民」たる所の、「自由土地保有者」——「自由民」が瞭らかに存在したる事実を知り得るのである。更に又、一一八一年ヘンリが曾てアングロウ・サクソン時代チェオルル自由民の形成せる人民軍(fyrd)を封建的召集軍を補充する有効なる軍隊として復活・強化せしめんと意圖して發布せる所の「武装勅令」(The Assize of Arms)⁽⁴⁴³⁾を見るに、いま王の統帥のもと王国の国防のためすべての自由民が各々その身分・資力に応じて平素武器・軍装を整えるべきことを命じた所の此の勅令の第三條に

は、「すべての都市民、自由民の総体をして、数着の刺し子縫ひの短き上衣 (*wambais*)、一個の鉄製の軍帽 (*capellum ferreum*)、一筋の槍 (*lancea*) を所持せしめよ。」とある。すなわち、此処では、自由民 (*liberi homines*) と並んで、そこに都市民 (*Burgenses*) が現われていることが、われわれに依って特に注目せられるのである。

然し乍ら、当時イングランドに於ては既に自由民の間におけるノルマン系・土着民系の区別は又漸く消滅の機運に向いつつあった。そのことは、ヘンリ二世の治世年間、一一五八年乃至一一六〇年より其の死に至るまで王の財務府長官 (*thesaurarius*) の要職に在ったところの、Richard Fitz Nigel (ca. 1130~98) が一一七七―七九年の間に書いたと推定される、一匿名氏の著作 *Dialogus de Scaccario* のなかに、次のような一節が有ることからも知られるであろう。即ち、「イングランド人 (*Anglicis*) とノルマン人 (*Normannis*) とが一緒に居住 (*cohabitatio*) し、一方が他方より妻を娶り、結婚生活で互ひに歩み寄つてゐる当節では、両民族 (*nationes*) は、誰がその生れにおいてイングリッシュ (*Anglicus*) であり、誰がノルマン (*Normannus*) であるか、最早殆んど見分けがつかない (*vix decerni possit*) ほとと「いま自由民に限つて言ふならば (*de liberis loquor*)」入り混じつて (*permixte*) るさ、——もちろん、隸農 (*villani*) と称ばれるところの、彼等の主人が異議を申立てるならば彼等の境遇を変更することを許されてゐないところの、農奴 (*adscriptiis*) を除いての話だが。」⁽⁴⁴⁾

此の意味において今を距ること一世紀余のむかし (一一八六七) かのスタブズがいみじくも喝破したるごとく、ヘンリ二世時代こそはまさしく「民族的」渾融の時代」(the period of amalgamation) であつた、と言わざるを得ないのである。⁽⁴⁵⁾ そして、当時、誰がノルマンであり、誰がイングリッシュであるかを決定することが困難であつた一つの理由は、抑々此の時代殆どの自由民が、リチャードとか、ロバートと云つた 'non-English personal names' を用いたと

ころに在る。

われわれは、此の点を以下ウィンチスタ市に就いてみてみよう。

前引のオローフ・フォン・ファイリッツェン博士は、「ウィンタンドウウムズデイ」の第一部・第二部を通して其処に見出される限りの自由土地保有者・都市民の個人名を、第一部の記述に内包せられたエドワッド懺悔王時代 (R. D.) —— 一〇六六年、第一部の成立時点たるほぼ一一一〇年、第二部の成立時点たる一一四八年、の三時点について、具さに言語学的・語源学的に検討し、更に第二部の成立時点より二世代を経過した、ヘンリ二世の二代あととシモン王 King John (r. 1199~1216) の治世年間の一一二〇七年に、ハンプシヤの州奉行のため原告保人 (pledges) として奉仕せる所の、当ウィンチスタ市の自由土地保有者・都市民の名簿 [Rotuli de Oblatis et Firmitibus temp. Regis Johanes, ed. by T. D. Hardy (Record Commission, 1835), pp. 452-7. 所収] に現われ来たる人名二八三三についても同様言語学的・語源学的な分析を加えた結果を、左掲のごとき表に纏めている。⁽⁴⁴⁶⁾

	一〇六六	ca. 一一一〇	一一四八	一一〇七
土着人名	七一・三%	三七・九%	三四・三%	一七・六%
外国人名	二八・七%	六二・一%	六五・七%	八二・四%

その場合、同教授の謂う所の「外国人名」とは、主としてオウルド・イングリッシュの母音が語幹を形成するところの「土着人名」以外のすべてのもので、その裡に極く少数の未解明のものを含む。Continental Germanic; Biblical, Greek, Latin; Old French bynames; Scandinavian; Celtic の六つ、のカテゴリを包括して、いまそのすべて

がノーマン・フレンチ或いはオウルド・フレンチに由来するもの、となすことは出来ない。然し乍ら、われわれは、そこに、「征服」以降、とくに第十二世紀後半から第十三世紀初葉にかけてのウィンチスタの都市民たちの間における「non-English personal names」の著増の一般的趨勢は、之をハッキリと識認し得るのである。

扱て、この第十二世紀から第十三世紀にかけては、イングランドにおいても、ヨーロッパの他の諸地域に於けると同様、そこに都市の著しい發展が見られた時期であった。その場合、この国のポロウは、いま夫れが王の直轄領（*dominica regis*）の一部を形成せる限り、この国の王権（monarchical authority）に対する夫れの最も重要な行政的責任に属する事項として、抑々如何なる財政上の責任を帯びていたであろうか。

元来、ノルマン朝成立期——ウィリアム征服王の時代に於ては、ポロウは、マナとひとしく、今や征服王がその徴収権をアングロウ・サクソンの諸先王より相続せる所の最も貴重なる遺産の一つたる、かの直接国税「地租のデインゲルトを納付する義務を負っていた。そのことは、「ドゥウムスデイク」の之を明らかに示している所である。而して斯かるゲルドの徴収は征服王の息子たちに依つても受け継がれていった。併し乍ら、その第四子のヘンリー一世の治世の一三〇年の財務府（Exchequer）の記録（Pipe Roll）——此の種の記録の現存する最古のもの——に於ては、もはや此のデインゲルドはポロウにおきて *auxilium* [donum, assis, のちに *tallagium*] と称せられる所の臨時の献金に取つて代わられるに到っている。而して、ヘンリー二世は、前記財務府記録の再び現われる其の治世の第二年（一一五五—五六）、更に第八年（一一六一—六二）の両度に亘つてデインゲルドを徴収しているが、此の後者の第八年の徴収を最後に、デインゲルドは永久に文書の上からその姿を消すこととなるのである。

いまヘンリー一世治世の一三〇年の財務府記録に扱つて、当時のポロウを、バロンの中に在ったところのプリ

ストル・レスタのごときものを除いて、夫れらが各々負担せる *auxilium* の額の多寡——王の財政への夫れら各ボロウの貢献度に従って、等級づけけるとすると、左表の如きものが得られる。⁽⁴⁷⁾

(単位ポンド)

一	ロンドン	一一〇
二	ウィンチスタ	八〇
三	リンカン	六〇
四	ヨーク	四〇
五	ノリッチ	三〇
六	オクスフォード	二〇
六	キャントベリ	二〇
六	コルチェスタ Colchester, Ess.	ca. 二〇
七	グロスタ	一五
七	ウォリングブォン Wallingford, Berks.	一五
八	ケイムブリヂ Cambridge, Cambs.	一一
九	セトフォード Thetford, Norf.	一〇
九	ノトサンプタン Northampton, Northants.	一〇
一〇	ノティンガム Nottingham, Notts.	一五
一〇	ダービー Derby, Derbys.	一五

中世都市ウィンチスタとサウスハンプタン(八)

- 一 ハンティンタン Huntingdon, Hunts.
- 二 イプスウィッチ Ipswich, Suff.
- 三 ギルフォード Guildford, Surrey
- 三 サウスワック Southwark, Middlesex
- 三 ハーフォード Hertford, Herts.
- 三 スタムフォード Stamford, Lincs.
- 三 ベドフォード Bedford, Bedfords.
- 四 スタフォード Stafford, Staffs.
- 五 ウィンチロム Winchcombe, Glouc.
- 一六 タムワース Tamworth, Staffs.

- 八
- 七
- 五
- 五
- 五
- 五
- 五
- 三
- 三
- 二

次に、ヘンリ二世の治世第二年より其の最終年度（一一八八—八九）に至るまでの一連の財務府記録に拠って、同様の時のポロウを、夫れらが各々負担せる所の *auxilium* の平均額の多寡——王の財政への夫れら各ポロウの貢献度に従って、等級づけるとすると、左表の如きものとなる。⁽⁴⁴⁸⁾

割当回数		平均賦課額	
一	ロンドン	ポンド	シリング
六		六六〇	一〇〇
			ペンス
			〇

二	ヨーク	七	二二二	一三	四
三	ノリッチ	八	一七六	〇	〇
四	リンカン	八	一六四	〇	〇
五	ノーサンブタン	六	一四〇	〇	〇
六	ダンウィッチ Dunwich, Suff.	四	一二五	六	八
七	エクシタ	六	一〇二	〇	〇
八	ウィンチスタ	七	八三	一〇	〇
九	グロスタ	七	六〇	〇	〇
一〇	オクスフォード	六	五〇	一三	四
一一	キャンタベリ	七	四〇	一三	四
一二	ケイムブリヂ	六	三四	一三	四
一三	グリムズビ Grimsby, Lincs.	四	三一	六	八
一四	ニューカースル Newcastle-upon-Tyne, Northumb.	七	三〇	一三	四
一五	ドンカスタ Doncaster, Yorks.	五	三〇	〇	〇
一六	バーカムステッド Berkhamsstead, Herts.	四	二八	一三	四
一七	ロシングランド Lothlingland, Suff.	三	二八	一三	四
一八	シュリューズベリ Shrewsbury, Shropshire	七	二八	〇	〇

中世都市ウィンチスタとサウスハンブタン (八)

一九	ウースタ Worcester, Wors.	七	二七	六	八
二〇	ノテインガム	四	二六	一三	四
二一	ペドフォド	七	二六	〇	〇
二二	スカイブラ Scarborough, Yorks.	四	二六	〇	〇
二三	コーブリチ Corbridge, Northumb.	七	二五	六	八
二四	イプスウィッチ	六	二五	六	八
二五	カーライル Carlisle, Cumb.	五	二五	六	八
二六	サウスハンプトン	四	二二	〇	〇
二六	ケイスタ Caister, Norf.	四	二二	〇	〇
二七	モールバラ Marlborough, Wils.	五	二二	六	八
二八	コルチスタ	六	二〇	〇	〇
二九	ゴトマンチェスタ Godmanchester, Hunts.	四	一九	六	八
三〇	ハンティンダン	五	一八	〇	〇
三一	ヘリフォド Hereford, Heref.	八	一七	六	八
三二	オーフォド Orford, Suff.	三	一四	一三	四
三三	スタフォド	七	一四	〇	〇
三四	ダービ	六	一三	六	八

いま右の二表を比較してみると、先ず第一に、ヘンリ一世治世の第十二世紀前半とヘンリ二世治世の同世紀後半とは、その間に、総体として王の財務府に *auxilium* を納めるべきポロウの数が飛躍的に増加しているのに気づく。次に質的に、斯かるポロウの *auxilium* 負担能力の一般的な向上が顕著である。と云うことは、此の間に於ける一般にイングランドのポロウの自由都市民層の著しい成長を物語っていること言を俟たない。まことに此の富裕なる都市の王への献金に関する財政的能力こそは、いまヘンリ二世治下のイングランドを当時西欧における最も繁栄せる統一王国たらしめたところの言わば *Primum mobile* を表わしたのである。

更に、個々のポロウに就いていま前掲両表を比較・検討してみると、先ず目を引くのは、依然第一位の座を占めるロンドンが一二〇ポンドより平均六六〇・五ポンドへとその *auxilium* の献金額を飛躍的に増大せしめている一方、ウィンチスタが、その献金額に於て一一三〇年当時とほぼ同一水準を維持しつつも、順位に於て今や第二位より第八位に一挙に顛落していることであろう。そこにわれわれは、名目上は兎も角として、事実上王国の首都が今やヘンリ二世時代以降漸くウィンチスタよりロンドンへ推移しゆく実情を想察し得るのである。他方、ノリッチは第五位より第三位へ、ノーサンプタンは第九位より第五位へと孰れも躍進しているが、いま特に注目されるのは、グロスタ・オクスフォード・キャンタベリ・ケイムブリヂ等の古いポロウにつづく所の第十三位以下の廿三のポロウのうち、その十五までが今や新たに登場せるところのポロウに属し、而も猶、その際これら十五のポロウのうちには、グリムズビ・ニューカースル・スカープラ・ケイスタ・オーフォードの如く、イプスウィッチ同様東部海岸の沿海都市が含まれて居ること、是れである。このことは、ヘンリ二世時代に入って今やサウスハンブタンが漸く南部海岸の代表的な沿海都市として *auxilium* の献金表の上に現われ来たることと共に、われわれをして、此の時代イングランドと大陸本土

との交易関係が一段と緊密化する現実を洞察せしめるに足りるものがある。

- (82) Cf. W. L. Warren, *Henry II* (London, 1973), pp. 42-5.
- (83) Cf. A. L. Poole, *From Domesday Book to Magna Carta* (Oxford, 1951), p. 321. なお、城戸毅『メグナ・カルタの世紀』中世キリストの政治と国體 1199-1307』（東京大学出版会、一九八〇年）一五頁を参照。
- (84) M. T. Clanchy, *England and its Rulers, 1066-1272: Foreign Lordship and National Identity* (Oxford, 1983), p. 116.
- (85) 本誌「第三十六巻第一号—一八頁」参照。
- (86) William Stubbs, ed., *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward the First* (Oxford, 1870; Ninth edn. revised throughout by H. W. Davis, 1913; Reprinted with corrections, 1921), p. 158; *English Historical Documents*, Vol. II, ed. by David C. Douglas & George W. Greenaway (London, 1953; 2nd edn, 1981), p. 440.
- (87) Clanchy, *op. cit.*, p. 148. Cf. *Tractatus de legitimis et consuetudinibus regni Anglie qui Glanvillia vocatur*, ed. by G. D. G. Hall (London, 1965), p. 5 [I, 6], p. 10 [I, 15]; P. C. Van Caenegem, *Royal Writs in England from the Conquest to Glanvill: Studies in the Early History of the Common Law* (London, 1959) [Selden Society, Vol. lxxvii, 1958-59], Texts: Collection of Writs, p. 424 [No. 25], p. 437 [No. 50]. なお『グロウエスター』以降の『Eng. Hist. Doc.』 Vol. II, pp. 495, 1004. 参照。
- (88) Clanchy, *op. cit.*, p. 155.
- (89) Clanchy, *ibid.*, p. 158. Cf. F. E. Harmer, *Anglo-Saxon Writs* (Manchester, 1952), Part II, Discussion and Texts, pp. 240 f. [No. 52], pp. 395 f. [No. 107].
- (90) Hall, ed., *op. cit.*, p. 148 [XII, 25]. Cf. *ibid.*, p. 137 [XII, 2].
- (91) Cf. Clanchy, *op. cit.*, pp. 143, 159.
- (92) Van Caenegem, *op. cit.*, p. 217, note 2.

- (39) Cf. Clanchy, *op. cit.*, p. 144.
- (40) Henry Ellis, *A General Introduction to Domesday Book* (2 vols.; London, 1833), Vol. II, pp. 513f.
- (41) 本誌 第三十六卷第一号一七頁 参照。また Cf. Paul Vinogradoff, 'Folkland', *English Historical Review*, Vol. viii (1893), p. 17.—*The Collected Papers of Paul Vinogradoff* (2 vols.; Oxford, 1928), Vol. I, p. 111.
- (42) Stubbs, ed., *op. cit.*, pp. 179 ff.; *Eng. Hist. Doc.*, Vol. II, pp. 444 ff.
- (43) Stubbs, ed., *ibid.*, pp. 183 f.; *Eng. Hist. Doc.*, Vol. II, pp. 449 ff. また 本誌全引題しては Michael Powicke, *Military Obligation in Medieval England: A Study in Liberty and Duty* (Oxford, 1962), pp. 54 ff. を参照せられた。
- (44) *Dialogus de Scaccario*, ed. by Charles Johnson (London, 1950), p. 53. 試譯は譯者キモンソン自身の近代語譯に共拠する。また 塚語譯や題した。また 近代語譯は *Eng. Hist. Doc.*, Vol. II, p. 560. にある。
- (45) *Historical Introduction to the Rolls Series by William Stubbs*, collected and edited by Arthur Hassall (London, 1902), p. 108.
- (46) ノットリマンソン博士に就いては 本誌 第三十五卷第四号一九八頁 参照。本表は 既引の Frank Barlow, Martin Biddle, Olof von Feilitzen & D. J. Keen, *Winchester Studies. I: Winchester in the Early Middle Ages*, ed. by Martin Biddle の一八四頁に掲出された。同教授の作製に務まるる同書第六表の集計欄に掲げて筆者の作製せられた。
- (47) F. W. Matland, *Domesday Book and Beyond: Three Essays in the Early History of England* (Cambridge, 1897), p. 175. 所掲の表は 筆者が便に 抽出・作製せられた。
- (48) Carl Stephenson, *Borough and Town, A Study of Urban Origins in England* (Cambridge, Mass., 1933), p. 225, Appendix vi. の表に拠る。但し 単位は原表のフレンヌヤホム・ニンベ・ヤムに換算して示す。また R. A. Donkin, 'Changes in the Early Middle Ages', in *A New Historical Geography of England before 1600*, ed. by H. C. Darty (Cambridge, 1976), p. 134, Table 3・2 を参照。

一六

既に「征服」以前よりイングランドの大陸ノルマンディとの政治的交渉関係を通じ其のウィンチスタールアン路線の一結節点として枢要なる位置を占めたるサウスハンブタンが、別して「征服」以降今やイングランドの大陸貿易上一つの重要な拠点を形成して、そこにノーマン・フレンチの居留民地区——フレンチークォータ⁽⁴⁴⁹⁾ (*vicus franciscus*)を現出せしめるに到った迄の経緯に就いては、さきにわれわれの之を詳らかにした所である。じっさい、此の港市には当時、多数のノルマン人が来住して都市民の主要部分を構成し、爰に爾来三世紀以上に亘ってノーマン・フレンチ或いはアングロウ・フレンチをして都市民の公用語たらしめたのであった。——今日現存する此の市に関する最古の地方文書 (*local records*) はその殆どすべてが此の言語で書かれていて、その中にはいま、かの商人ギルドの慣習法 (*ordinances*) を含む所の一三〇〇年頃成立の有名な '*Oak Book of Southampton*' (Ed. by Paul Studer, 3 vols.; Southampton Record Society Pubs., 1910-11) も亦属してこのものである。⁽⁴⁵⁾

扱て、此の港市の第十二世紀における大陸貿易を概観すれば、まず第一に、フランドウル地方のアンヴェール・ガ
ン・ブリュージュ等に向けては、羊毛——ウィンチスタを圍繞するハンブシア丘原、ソールズベリを圍繞するウィル
トシアの白壁質の牧草地帯の夫々生産するところの——を輸出し、フランドウル地方からは毛織物その他奢侈品を輸
入した。次に、ノルマンディ地方のルアン・カーン等に向けては、同様ハンブシア・ウィルトシア両州産の羊毛を輸
出し、その見返りとしてルアンからは葡萄酒を、カーンからは石材——石灰岩・粘板岩等の建築資材を輸入した。そ
うして、ノルマンディ・ブルターニュ Bretagne 両半島の間海の海面に泛ぶ、海峡諸島のガーンジー Guernsey, 尹

ジャージー Jersey 両島、その奥に潜む港市サン・マロ St. Malo に向けては、羊毛のほか、大陸に於ける王の諸領の衛戍地に対する食糧補給のためエイル・家畜・塩漬けの鹿肉その他を輸出して、その見返りにこれら諸地の石材を輸入した。そのほか、遠くバルト海方面にも羊毛の輸出を行い、同方面からは木材を輸入している。⁽⁴⁵¹⁾

ヘンリ二世の即位前夜におけるエレオノール・ダキテーヌとの結婚（先述）は、西部フランスの幾つかの大葡萄酒生産地帯をイングランド王の支配下に置くこととなって、爰に此サウスハンブタンにもフランス産のワインの将来を見ることとなった。そして夫れに伴って、従来のノルマン人以外の大諸地の商人たちがまた此の港市に來住するに到った。然し乍ら、奇妙な事には、当初は優良なガスコーニュ産葡萄酒はイングランドの市場に於てさまで歓迎されず、第十二世紀末迄は却ってポアトゥ産のワインが一般に最も人氣が有り、夫れはポアトゥ地方のラーロシエール La Rochelle 港から盛んに積出された。併し乍ら、此の貿易は、ヘンリ二世の歿後その第二子のリチャード一世 Richard I (r. 1189~99) の治世を経てヘンリの第四子の前記ジョン王の時代に彼がフランス王フィリップ二世 Philippe II (r. 1180~1223) と争って一二〇四年迄にノルマンディ・アンジュー・メーヌ・トゥレーヌ・ポアトゥなどギエニエヌ・ガスコーニュをのぞく大陸の所領を悉く喪失するに到るとともに、禁庄せられ、爰にジョンは、その結果として生じた所のワイン貿易の缺損を、ガスコーニュにおける英勢力の拠点ポルドー市に対し商業特権を許與することに依って、補填せんと企てた。斯くして、一二一三年、ガスコーニュからの最初の積荷がサウスハンブタン港に着き、次いで翌一四年にはプリストル港にも到來した。此の第十三世紀初葉このかたガスコーニュ産ワインはイングランドの諸市場を制するに到り、同世紀末迄にサウスハンブタンは、ロンドン、ハル Hull, Yorks., プリストルと並んでイングランドにおける主要なワイン貿易港たるに到った。此の時代此の港には常時ポルドー・バイヨンヌ Bayonne の

商般隊が碇泊し、市にはガスコーニュの商人たちが定住したのである。一方、本国のガスコーニュ人は、此のワイン貿易の利益をいやが上にも増大せしめんものと、総てを犠牲にしてポルドー周辺一帯の地域を挙げて葡萄園に転換した。その結果、彼等にとって不可欠な穀類の生産に要する所の土地に事缺く状況となり、彼等は、その穀物の供給をサウスハンブタンその他を通じて専らイングランドに依存するの已むなきに立ち到つたのである。⁽⁴⁵²⁾

それでは、斯かる遠隔地貿易 (long-distance trade; Fernhandel) の盛行の状況下に、当時サウスハンブタンの商人たちは、日常的に如何なる商業特権を享受していたであろうか。

此処に、ヘンリ二世の治世時代の初年、一一五四年から六六年の間に王が此のサウスハンブタンの市に與えた所の一つのチャータが遺されている。夫れには、「朕は、ハンブタンの朕が人民たち (homines mei de Hantona) の、朕が祖父ヘンリ「一世」王の時代に夫れらを最も良く且つ最も自由に且つ最も安穩に有せしむとく (sicut habuerunt melius et liberius et quietius tempore Regis Henrici avi mei)」、彼等のギルド並びに陸上・海上における一切の彼等の諸特権と慣習諸貢租「免除の権利」⁽⁴⁵³⁾とを (quidam suam et omnes libertates et consuetudines suas in terra et in mari)」、然く十分に且つ無事に且つ正當に且つ自由に且つ安穩に且つ善れ高く (ita bene et in pace et iuste et libere et quiete et honorifice)」、有し且つ保つべき」とを命ず (precipio quod habeant et teneant)」。』⁽⁴⁵³⁾ であるのである。そうして、彼の跡を継げるリチャード一世は、また、即位匆々一一八九年に、次のごときチャータをこの市に發給している。すなわち、「サウスハンブタンの我等が（一朕の）都市民たす (burgenses nostri de Sudhamton) は、陸上に於けると同様水上に於つても (tam in teris quam in aquis)」、諸々の定期市に於けると同様諸々の市場に於つても (tam in feriis quam in mercatis)」、市場税また通行税また橋梁通行税と (de theloneo et passagio et pontagio)」、

しかうして、海の此方こなたの側また彼方かなたの側のすべての我等が（一朕の）土地を通じて又すべての我等が（一朕の）支配権
〔に属する地域〕を通じて、一切の世俗の慣習諸貢租を (et de omni seculari consuetudine et per omnes terras
nostras citra mare et ultra et per omnem potestatem nostram) 免除せよ(454)と (quod sint quieti) 』
を朕は茲に命ずると。

これらを通じて概してそこに「一般的、抽象的に認められるところの、当サウスハンブタン市のギルドを結成せる所の
都市民たちの享受せる商業特権は、更に此の時代サウスハンブタン同様大陸貿易に従事せる（先述）・イングランド
東部海岸北部のタイン河口なる同じく沿海都市ニューカースルの事例を見ることに依って、(455)いまわれわれにより、一層
具体的且つ即物的に認識せられる。夫れは、ヘンリ二世の治世年間に成れるところの一記録に現われる事例であつ
て、「以下は、ニューカースル・アポニー・タインの都市民たちがイングランド王ヘンリ「一世」の時代に有せしところ
の、且つ彼等が現在猶正当に有するところの、法並びに慣習なり (Hae sunt leges et consuetudines quas Burgen-
ses Novi Castelli super Tinam habuerunt tempore Henrici Regis Angliae et habere debent)」で始め、此
の時代のイングランドにおけるボロウの慣習法 (consuetudines) に関して凡そ最も念入り且つ詳細なる記述を提供す
る所の此の記録中には、例えばそこにいま (a) 「若し或る商船にしてタイン河口に寄港して、荷揚げを行はんことを望
むとせんか、都市民たちに彼等が欲する所の物を購ふことが許さるべきなり (Si navis apud Tinemue applicuerit
quae velit discedere, licet burgensibus emere quod volerint)」又 (b) 「如何なる商品にもせよ、一隻の商船
の海路齎らすところのものは、船上にて売らるべきところの塩・練の類を除き、すべて陸地に運び上げられざるべか
らず (Quicquid mercaturae navis per mare advexerit ad terram debet ferri praeter sal et allec (quae) debet

*vendi in navim.）」*又、(c)「いま一人の都市民以外如何なる商人も市外にて羊毛或いは皮革或いはその他の商品を購入することを得ず、又、彼は夫れらを都市民たちよりする場合のほかはポロウ内にて購入すべからず(Mercator alius nisi burgensis non potest extra villam emere nec lanam nec coria nec mercatoria alia nec infra burgum nisi burgensis.）」又、(d)「いま一人の都市民以外如何なる者も染色のために織布を購入し、或いは之を制作し、或いは又之を裁断する」ことを得ず(Nullus nisi burgensis poterit emere telas ad tingendas nec facere nec secare.）」の如き規定が存するのである。即ち、(a)は交易の自由を、(b)と(c)とはポロウの交易に関する禁制(Bann)を、(d)は都市民の交易の独占権——外国商人に対する規制を、夫々具体的に規定しているのである。

なお、此のニューカースルの慣習法の記録には、右の如き商業特権に関する規定のみならず、そこにまたポロウの法的、司法的特権に関する規定も見出される。例えば、(e)「当ポロウに於て発生する所の訴訟は、王の主権に属する所の夫れら(訴訟)を除きて、其処(当ポロウ)に於て判決せられ、終結せらるべきものとす(Placita quae in burgo surgunt ibidem teneantur et fiantur praeter illa quae sunt coronae regis.）」又、(f)「いま若し誰か或る都市民にして何等かの訴訟申立書に関して訴へられんか、彼は、裁判所を缺如する場合を除き、当ポロウの外部に於て申し開きを為さざらんべし(Si aliquis burgensis de aliqua loquela appellatur, non placitabit extra burgum nisi ex defectu curiae.）」又、(g)「一人の都市民は彼の土地を「他人に」贈與し、また売却して、彼の欲する処へ自由に且つ安穩に立ち去ることを得べし——若し夫れ(当該土地)にしていま異議申立ての状態になかりせば——彼の当該土地に対する権利にして異議を申立てらるべしとなんべし(Burgensis potest dare terram suam et vendere et ire quo voluerit libere et quiete, nisi sit in calumnia.）」又、(h)「若し或る隸農⁽⁴⁵⁾にして当ポロウに居住すべし

く来り、而して当ポロウに一年と一日の間一人の都市民として居住（——土地を保有⁽⁴⁵⁷⁾）するとせんか、いま彼の一定期間の其処なる居住に關して彼と彼の主人との間に事前に合意の存せざる限り、彼は爾後全く「当ポロウに」留まるべきものとす(Si rusticus in burgo veniat manere, et ibi per annum unum et diem sicut burgensis maneat in burgo, ex toto remaneat, nisi prius ab ipso vel domino suo praelocutum sit ad terminum remanere.) (G. f.) とき、即ち、是れである。その場合、(e)と(f)との規定は外部訴訟(external pleas)の否定——州・郡の裁判所の管轄権からの都市の独立を、(g)の規定は‘burgage (burgagium)’売却の自由を、(h)の規定は一年と一日の居住に由る都市民特権(burgess franchise)の取得を、夫々謳つて居るのである。

恐らく、当時、数々の商業特権を享受せる、ギルドを結成せるところのサウスハンブタンの都市民も亦、いま極めて高い蓋然性に於て、右の如きニューカースルアポーンタインの都市民の享有せるものと同様なる、法的・司法的特権を定めし享有していたことであろう。

かくて、彼等サウスハンブタンの都市民はまた、財政的特権をも之を有して、州奉行^{シェリフ}から財政的に独立するに到つた。そのことは、いま、ジョン王が彼の治世の第一年の一一九九年に此の市に與えたところの一つのチャータに依つて確證せられる。——そこには、「朕が、サウスハンブタンの朕の都市民たちに対して、一切の彼等に属するところの諸特権並びに慣習諸貢租免除権と共に、又朕の父ヘンリ「二世」王時代にファームとして前記サウスハンブタン市に属したるところの一切のものと共に、爾後毎年聖ミカエルの祝祭日(一ミクマス、九月二十九日)に朕の財務府に銀貨貳百磅を納めることに依り朕及び朕が相続人たちよりファームとして永久に保有せらるべく、サウスハンブタン市をポーツマス港と共にファームとして永久に授與したることを、心得よ(Sciatis nos concessisse burgensibus

nostris de Suhamptona villam de Suhamptona ad firmam imperpetuum cum portu de Portesmes cum omnibus pertinentiis libertatibus et liberis consuetudinibus suis et aliis omnibus quae ad firmam dictae villae de Suhamptona pertinebant tempore Henrici regis patris nostri tenendam de nobis et heredibus nostris imperpetuum ad firmam reddendo inde annuatim ad festum St Michaelis ad scaccarium nostrum ducentas libras sterlingorum.)⁽⁴⁸⁸⁾とあるのである。即ち、われわれは、此のチャーターに拠って、従来当市のファーマとしての・ハンブシア

の州奉行（或いはその代理人）に対し彼のファームとして毎年一定の金額を納入し来たったところの当サウスハンブタンの都市民たちが、今や直接王の財務府（エグゼクティブ）に対して毎年ミクルマス当日銀貨二〇〇ポンドを納むるに到ったこと、換言すれば、今や当サウスハンブタンの都市民たちは財政的に州奉行の管轄より離脱して、直接王より、彼等、自身の都市を、ファームするところの特権——イングランド中世都市を特徴づけるところのかの《*firma burgii*》の特権を永代的に保證せられたことを、知り得るのである。⁽⁴⁸⁹⁾

かくして、今や毎年二〇〇ポンドを財務府に納入し得るがごとき資力を有し、大いなる程度に於て州の行政よりの‘autonomy’を贏ち得たるところのサウスハンブタン、その都市民の既にヘンリ一世時代以来久しく商人ギルドとして鞏固なる法人団体を形成し来れるサウスハンブタンは、茲に、「征服」より未だ二世紀を経過せざる第十三世紀初葉、ジョン王の治世の第五一六年（二二〇三—四）に、曾てひとたび本稿の冒頭に於てわれわれの之を見たる如く、⁽⁴⁶⁰⁾その商人たちの動産（商品）に課せられたる十五分一税の税額一七一ポンド三シリング七ペンスにおいて、また彼等の取り扱いたる貿易の量一〇、六八二ポンド一四シリング四・五ペンスにおいて、イングランド東部・南部海岸の諸港市中、ロンドン、ポストン Boston, Lincs. に次いで、第三位を占むる迄に到ったのであった。（未完）

(44) 本誌第三十六卷第一号、拙稿参照。

(45) Cf. T. W. Shore, *A History of Hampshire, including The Isle of Wight* (London, 1892; Republished, Wakefield, 1976), p. 239; Alwyn A. Ruddock, *Italian Merchants and Shipping in Southampton, 1270-1600* (Southampton Record Series, 1951), p. 11; Edgar B. Graves, ed., *A Bibliography of English History to 1485* (Oxford, 1975), p. 708.

(46) Colin Platt, *Medieval Southampton, The Port and Trading Community, A. D. 1000-1600* (London, 1973), p. 21, Figure 2 (p. 22).

(47) Ruddock, *op. cit.*, p. 11; Margaret Wade Labarge, *A Baronial Household of the Thirteenth Century* (London, 1965; Reprinted, Brighton, Sussex, 1980), p. 105.

(48) *Charters of the Borough of Southampton (1199-1836)*, ed. by Harry W. Gidden (2 vols.; Southampton Record Society Pubns, 1909-10), Vol. I, p. 10.—*British Borough Charters, 1042-1216*, ed. by Adolphus Ballard (Cambridge, 1913), p. 6. なお、此のチャーターに關するハンプトンがサントマンズ・ロンドンに於て、本誌第三十六卷第一号、拙稿参照。

(49) Gidden, ed., *ibid.*, Vol. I, p. 12.—Ballard, ed., *ibid.*, p. 186.

(50) 此の記録のテキストは一種の版本である。「A」[Acts of Parliaments of Scotland' (1844), Vol. I, pp. 33 f. v.] [B] 'The Percy Cartulary' (1167-1377), ed. by M. T. Martin (The Publications of the Surtees Society, Vol. cxvii for 1909, London, 1911), p. 334. vjである。而して「A」は、その一條項を「B」の夫れに當る條項と差替へて、スタンズの既引史料集 'Select Charters' の一三三—一四頁に翻刻せられてゐる。他方、前引シラードの 'British Borough Charters' にて、その前文を除いて「A」・「B」が共に収められてゐるが、然し乍らその場合夫れらのテクストはシラードの本書の編輯方針に従つて、事項別にバラバラに解体せられ、整理せられて、本書の各所に分散・複製せられてゐる。而して、夫々比較的原文に忠実な近代語譯を伴っている。いま、此れら両テクストの本来の記述の構造を復原する形を、シラードの本書における夫れらのテキストの複製箇所を示せば、Ballard, ed., *op. cit.*, pp. 161, 143, 115, 146 f., 214, 217 f., 168, 71, 101, 103, 132, 211, 95, 96, 157 f., 211, 64. である。既引のスタンズ・ブリーナー・ウエイト共編の 'English Historical Documents' の第二卷は、その一〇四—一四一頁に、概ねスタンズの翻刻に依拠する所の此の記録の英譯を収めてゐる。が、その譯はシラードの夫れに比

しより、意譯的である。以下、われわれは、ほほ、スタブズの翻刻する所を以てわれわれのテクストの底本とする。

(46) 上のテクストの原文は *rusticus* なれど、いまテクスト「B」(前註参照)に拠つて *villanus* としつ譯す。 Cf. Ballard, *op. cit.*, p. 103.

(47) 上のテクストのテクスト「B」に「*et uno anno et una die terram in burgo tenuerit*」とあるに拠る。 Cf. Ballard, *ibid.*, p. 103.

(48) Gidden, ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 12.—Ballard, ed., *op. cit.*, p. 225.

(49) 上のテクストのテクスト「Firmam」(*firma*)なる語の意義に關しては、前掲拙著『イングランド初期経済史の諸問題』の第五篇「*Firmarii*考」第六篇「領主的支配と農民共同体」を、また『*firma burgi*』については、同書第七篇「*Firma Comitatus* 攷」とくにその三〇六—八頁を参照せられたい。なお、チョンの一九九九年のチャータ獲得に至るまでの、当サウスハンプトン市のファームの徴収に關しては、James Tait, *The Medieval English Borough, Studies on its Origins and Constitutional History* (Manchester, 1936; Reprinted, 1968), p. 170; Colin Platt, *op. cit.*, pp. 14 f. 参照。

(46) 本誌、第三十四卷第三号—二頁、参照。此処に謂ふ「ギョンの治世の第五—六年」とは、一三〇三年七月廿日ヨハン二〇四年十一月廿九日までを指す。

第三七卷 第一号 拙稿 訂正

二四八頁 註(285) ……「マルクすなわち二三シリング六ペンス」→「二三シリング四ペンス」

二六一頁 五行目 [前註(303)→「前註(308)」]

二六二頁 一七行目 ○・〇六九パーセント未滿→六・九パーセント未滿

二六三頁 一行目 「The English Cloth Industry in the

Late Twelfth and Early Thirteenth Centuries」と改む。